

二〇二〇年三月一〇日に国民議会に提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4705304>

出版情報 : 法政研究. 88 (2), pp.105-112, 2021-10-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

二〇二〇年三月一〇日に国民議会議に提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号

井上 宜裕（訳）

はしがき

二〇二〇年三月一〇日に国民議会議に提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号

法案理由書

法案

はしがき

本資料は、二〇二〇年三月一〇日、フランスの国民議会議に提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号¹⁾を訳出したものである。

本法案は、フランスにおけるテロリズムとの闘争において、従来の枠組みでは十分対処しきれない点につき、テロ行為者に対する保安処分の拡充によって、国内の安全保障を図ろうとするものである。

本法案で導入しようとしている保安処分は、刑罰終了後に、①刑罰適用判事の呼び出しに応じること、②特定の場所に居所を定めること、③仕事もしくは居所のあらゆる変更につき、その変更が保安処分の執行の障害となりうる場合、刑罰適用判事に事前の許可を取ること、④外国への変更を伴う移動につき刑罰適用判事に事前の許可を取ること、⑤週に三回を限度に、警察または憲兵の元に定期的に出頭すること、⑥特定の者または特に指定された人的カテゴリーの者と接触しないこと、⑦特に指定された全ての場所に立ち入らないこと、⑧移動型電子監視の発信器を装着することを内容とする。

フランスにおいては、既に、再犯予防策として、社会内司法監督、司法監視、保安監置、保安監視、及び、重大犯罪行為者の自動化された全国司法データベースへの登録といった保安処分が存在する。また、データベースに関しては、テロ犯罪の行為者を対象とするものも設けられている。他方で、行政上の措置として、テロ行為の実行を予防するための行政監督及び監視の個別的措置もある。

本法案は、これらのものに加えて、上記保安処分を刑罰終了後のテロ行為者に課せうとするものであって、法案理由書にもあるように、依然テロの脅威にさらされ続けているフランスの切実さをここに垣間見ることができよう。

なお、本法案をめぐる^②は、両院の審議において大幅な修正を受けた後、最終稿^③がえられたが、憲法院において、その大半が憲法不適合の裁定^④を受けるに至った。刑罰・保安処分二元主義を採用するフランスにおいても、権利侵害性の高さという保安処分自体が抱える問題性は無視されえず、テロ対策の難しさが浮き彫りになったといえる。

本稿では、テロ対策としての保安処分の実効性を検証する前提として、フランスにおいてテロ対策に特化した保安処分を導入しようとした企図を把握すべく、本法案の内容を法案理由書とともに紹介する。刑罰一元主義を採用する

日本において、テロ対策を機序とする保安処分の導入があらゆるのかを精査する上でも、本資料は、一定の示唆をもたらすものと考えられる。

以下、本法案を翻訳する。

二〇二〇年三月一〇日に国民議会に提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号

Yael BRAUN-PIVET 氏、Raphael GAUVAIN 氏、Guillaume VUILLETET 氏、並びに、共和国前進の構成員及び協定議員諸氏によって提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案

法案理由書

皆様、

二〇一七年以来、与党は、フランス国の安全保障に専心して参りましたが、テロの脅威は依然高水準にとどまっています。とりわけ、内的安全及びテロとの闘争を強化する二〇一七年一〇月三〇日の法律は、五カ年計画の当初から、緊急事態に対処するのに必要な手段、即ち、保護区画、

礼拝場所の閉鎖、行政上の監督及び監視の個別措置（mesures individuelles de contrôle administratif et de surveillance : MICAS）、並びに、家宅捜索及び差押えといった手段を保持することによって、フランス国が緊急状態から脱することを可能にしました。

議会は、内的安全保障法典第 L. 222-1-1 一条に従って、強化された監督を行うことで、これらの手段の利用を追跡調査しました。この強化された監督により、国民議会において、上記手段の適用の公的承認につき綿密な調査が実施され、データの整理、並びに、法務委員会に対して定期的に報告される、配置転換及び聴取が行われました。政府の側では、既に、二〇一七年一〇月三〇日の法律の適用に関する報告書を二度、議会に提出しており、当初二〇二〇年二月三日までとされていた、上記手段につき、必要に応じて修正しつつ、その適用の延長を提案していることを明らかにしました。

政府は、他方で、内的安全保障総局（Direction générale de la sécurité intérieure : DGSI）の庇護の下で情報機関を再編成すること、情報機関が享受する物的・人的手段を拡充すること、軍事・警察力の協働、情報共有及び司法官との意見交換を促進すること、そして、テロ過激

化防止のための警告ファイル（fichier des signalements pour la prévention de la radicalisation à caractère terroriste : FSPRT）を再編成することによって、テロリズム及びその過激化に対する闘争を続けてきました。ついには、犯罪及びその過激化を防止するための省庁間委員会事務局（Secrétariat général du Comité interministériel de prévention de la délinquance et de la radicalisation : SG-CIPDR）の権限の下で、予防及び過激化に関して、強い行動が取られるに至りました。

ここでもまた、議会は、一般的活動及び情報機関の手法を監視する、国民議会及び元老院に共通の機関である、議員代表団（Délégation parlementaire au renseignement : DPR）の活動を通して役割を果たしました。議員代表団は、共和国大統領及び首相に向けた勧告及び意見を通じて、提案せざるをえなかったのです。

今日、また別の脅威が現れています。

二〇二〇年二月四日、実際、内務大臣によって提示された数字によれば、テロ行為を理由に実刑に服する者（イスラム教徒のテロリスト : IIS）五三一名が、フランスの刑務所内に拘禁されています。その内、四三名が二〇二〇年に、約六〇名が二〇二一年に、四六名が二〇二二年に釈放

されることとなります。

ところが、これらの者の一部は、拘禁終了時に、犯行の反復または行為的表出の深刻なリスクを呈している可能性があります。この者たちは、確かに監視されることになるでしょうが、現行法の下では、この者たちの潜在的危険性に対応した形では監視されえないのです。

行政レベルでは、これらの者は、行政上の監督及び監視の個別措置 (*mesures individuelles de contrôle administratif et de surveillance* : MICAS) の対象となりえますが、これらの措置の期間は、いずれにしても、一二ヶ月を超えることはできないのです。

司法レベルでは、これらの者は、しばしば、被拘禁者に対する釈放時の監視措置が伝統的に依拠する、特定の刑の修正または縮減の恩恵から除外されます。

—テロ行為で有罪宣告を受けた者は、緊急事態宣言を延長する二〇一六年七月二一日の法律以来、刑の縮減の「自動的」付与をもらはなかったことができません。即ち、これらの者が対象となりうる刑罰後の監視は、従って、テロリズムに関して専門化された刑罰適用判事によって付与することが一般的に拒絶される、刑の縮減の「補足的」付与の期間でしか課されません。

—二〇一六年七月二一日の法律は、同様に、刑の分割及び停止の制度、並びに、二年の拘禁刑を宣告された場合または施設内拘禁刑の残刑期が二年未満の被拘禁者に対して取られる半自由または外部収容の制度の恩恵から、これらの者を除外しました。

最後に、イスラム教徒のテロリストは、必ずしも、現行法によって定められる監視措置の対象となるとは限りません。

—多くの者は、心理的障害に罹患していないかまたはそれを偽っており、医学的にそれらの者の危険性を立証するのは難しくなります。ところで、社会内司法監督または司法監視の枠内で個人に対して移動型電子監視を課すには (*placement sous surveillance électronique mobile* : PSEM)、危険性または累犯リスクを確認する、医学鑑定の実施が条件となります。

—訴追される犯罪または法定刑もしくは宣告刑の量に鑑みて、ときには、これらの者を監視措置に付与することができなくなります。例えば、(いずれにしても法律公布前に有罪宣告を受けた者に適用できない) 保安監置、及び、保安監視は、性的重罪または暴力的重罪の特定の行為者しか対象となりえません。

—保安監置及び保安監視の場合、これら前述の二つの障害が積み重なります。即ち、保安監置が、医学鑑定を伴った危険性の学際的評価を経て証明された、人格の重大な障害による、対象者の累犯の非常に高い蓋然性に基づいていなければならぬのに対し、保安監視の場合は、それが司法監視または社会内司法監督の後に宣告される場合、危険性の持続を証明する医学鑑定が先行しなければなりません。

—最後に、より厳格な刑罰法規不遡及の原則は、行為がこれらの措置の可決前になされた場合、これらの措置のいくつかについては、その適用の妨げとなります。即ち、それは、保安監置の場合です。また、例えば、組織犯罪との闘争を強化する二〇一六年六月三日の法律によって、テロ犯罪の行為者に社会内司法監督が拡大されましたが、この場合も同様に、この法律の施行後に当該犯罪を実行した者にしか適用されません。

—本法案の起草者は、フランス人の正当な不安に対応し、フランス人の安全保障を確保しようと責任感から志願した人々の期待に応えるためには、フランス法に保安のための特別な制度を導入する必要があると考えています。

—この特別な制度は、かくして、現存する枠組みでは不十

分と思料される場合に、テロ行為で有罪宣告を受け、釈放されようとしている者を対象とするもので、行為的表出のリスクを防ぐために我が国が自由に使えるツールを拡充することにしよう。法律の施行時から即時適用できるように、この特別な制度は、刑罰と性格づけられまたは刑罰と性格づけられうるものであってはなりません。即ち、保安処分が問題となります。

—この観点において、本法案の単独条は、以下のことを定めています。

—遡及適用されない現存の措置に比して、本質的な制約を保持すること。即ち、刑罰適用判事の召喚に応じる義務、定められた場所に居を定める義務、職業または居所の変更及び外国への全ての移動に先立ち許可をえる義務、定期的な出頭義務、交際または特定の場所への立ち入り禁止、移動型電子監視装置の装着。

—対象者の危険性に関して、保安処分学際的委員会に事前に意見を要請すること。保安処分学際的委員会は、意見表明のために、訴訟記録及び行刑記録の全ての書類にアクセスすることができます。

—この措置の宣告を刑罰適用裁判所の決定に委ねること。刑罰適用裁判所の合議制による構成は、当該措置の特

特殊性に鑑みて、本質的な保障となります。

—当該保安処分は、一年間命じられ、軽罪に関しては一〇年を限度として、重罪に関しては二〇年を限度として更新される旨、定めること。

—対象者にこれらの措置の修正または撤回の請求を可能にすること。

刑罰終了後の監視という特殊な措置の宣告の前に、現在、刑事訴訟法典によって定められている他の保障は全て、対審原則もその内の一つですが、この新たな制度に当然に適用されることとなります。

保安処分によって命じられる義務及び禁止の不遵守は、三年の拘禁刑及び四五、〇〇〇ユーロの罰金で処罰されるでしょう。

テロ行為につき施設内拘禁刑を終える者の監視というこの新たな可能性は、今日、フランス国民の安全を良好な状態で保障するために不可欠であります。

法案

単独条

① 刑事訴訟法典第四部第一五編は、以下のように修正される。

② 一 冒頭で、「及び」の判決の」という語は、「、判決及び」に関する保安処分の」という語に置き換えられる。

③ 二 以下に起草される第四節が付け加わる。

④ 第四節

⑤ 「テロ犯罪の行為者に適用されうる保安処分

⑥ 「第七〇六―二五―一五条 I. —①ある者が、刑法典第

四二―一―二五条及び第四二―一―二五―一条で定められる犯罪を除く、同法典第四二―一―一条乃至第四二―一―

六条で挙げられる一つまたは複数の犯罪につき、自由刑を宣告された場合で、かつ、対象者が、その刑罰執行終了時に、これらの犯罪の一つを實行する高いリスク

によって特徴づけられる特別な危険性を呈している場合、刑罰適用裁判所は、共和国検事の請求に基づき、この者に対して、以下の保安処分の一つまたは複数を命じることができる。

⑦ 「一 刑罰適用判事の呼び出しに応じること、

⑧ 「二 特定の場所に居所を定めること、

⑨ 「三 仕事もしくは居所のあらゆる変更につき、その変更が保安処分の執行の障害となりうる場合、刑罰適用判事に事前の許可を取ること、

⑩ 「四 外国へのあらゆる移動につき刑罰適用判事に事前

の許可を取ること、

①「五 週に三回を限度に、警察または憲兵の元に定期的に出頭すること、

②「六 特定の者または特に指定された人的カテゴリーの者と接触しないこと、

③「七 特に指定された全ての場所に立ち入らないこと、

④「八 措置の技術的脆弱性を検証した後、刑法典第一三三―一三六―一二条に定められる義務。

⑤「Ⅱ 一本条に定められる保安処分は、最長一年間命じられうる。この期間満了後、当該保安処分は、刑罰適用裁判所によって、一〇年を限度として、同一期間更新されうる。この制限は、被有罪宣告者によってなされた行為が重罪または一〇年の拘禁刑で処罰される軽罪を構成する場合には二〇年となる。

⑥「Ⅲ 一本条に定められる保安処分は、以下の場合のみ命じられうる。

⑦「一 テロ犯罪の行為者の自動化された国家司法ファイルへの登録の枠内で課される義務では、第一項で挙げられる犯罪の実行を予防するには不十分と思料される場合で、

⑧「二 かつ、この保安処分がこれらの犯罪の実行を予防

する唯一の手段を構成する場合。

⑨「第七〇六―二五―一六条―①第七〇六―二五―一五条に定められる保安処分の対象となりうる全ての被有罪宣告者の状況は、この者の危険性を評価するため、釈放予定日の遅くとも三ヶ月前に、第七六三―一〇条に定められる保安処分学際的委員会によって、調査される。

⑩「②このため、委員会は、危険性の学際的評価の目的で、少なくとも六週間、被拘禁者の観察の任を負う専門化された機関に被有罪宣告者を収容するよう請求する。

⑪「③この期間満了後、委員会は、被有罪宣告者の特別な危険性に関して、理由を付した意見書を作成する。

⑫「第七〇六―二五―一七条―①第七〇六―二五―一五条に定められる決定は、被有罪宣告者の釈放予定日の前に、第七二―一六条の諸規定に従って下される判決によってなされる。第七二―一六条に定められる対審の際、被有罪宣告者は、被有罪宣告者によって選任され、または、被有罪宣告者の請求に基づき弁護士协会会长によって職権で指名される弁護士によって必要に補佐される。

⑬「②判決には、被有罪宣告者が課される保安処分及びその期間が明記される。

②4 「③刑罰適用裁判所は、職権でまたは被有罪宣告者の請求により、共和国検事の意見を聴取した後、第七〇六一二五―一五条の適用により命じられうる保安処分を修正することができる。

②5 「第七〇六一二五―一八条―第七〇六一二五―一五条に定められる保安処分に付された者がこれらの義務を遵守しない場合、三年の拘禁刑及び四五、〇〇〇ユーロの罰金で処罰される。

(1) Proposition de loi n° 2754 instaurant des mesures de sûreté à l'encontre des auteurs d'infractions terroristes à l'issue de leur peine. Assemblée nationale. Constitution du 4 octobre 1958. 15^e législature. enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 10 mars 2020 (https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/15b2754_proposition-loi.pdf (110111年六月六日閲覧))。)

(2) Proposition de loi n° 472, adoptée, dans les conditions prévues à l'article 45, alinéa 3, de la Constitution, par l'Assemblée nationale, instaurant des mesures de sûreté à l'encontre des auteurs d'infractions terroristes à l'issue de leur peine (Texte définitif). Assemblée nationale. Constitution du 4 octobre 1958. 15^e législature. session extraordinaire de 2019-2020. 27 juillet 2020 (https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/15t0472_texte-adoptee-seance.pdf (110111年六月六日閲覧))。)

(3) Conseil constitutionnel, Décision n° 2020-805 DC du 7 août 2020. NOR:CSCL20214825. JORF n° 196. 11 août 2020. texte 4 (https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/exzFfZ_2gJ7rPsTEQj-XwWOhrN4FcEKuXTAQRsVahPI=eXzFfZ_2gJ7rPsTEQj-XwWOhrN4FcEKuXTAQRsVahPI=/JOE_TEXTE (110111年六月六日閲覧))。)